山梨県議会タブレット端末及び通信サービス利用に係る一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年4月6日

山梨県議会事務局長 小田切 三男

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 利用物品等の名称及び数量 山梨県議会タブレット端末及び通信サービス利用 一式
 - (2)業務の内容

「山梨県議会タブレット端末及び通信サービス利用業務仕様書」に定める内容であること。

(3) 契約期間

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

(4)納入場所

山梨県議会事務局議事調査課(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会並びに申請書の提出先

(郵便番号) 400-8501

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当(電話番号) 055-223-1395

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この告示の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等 措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者(更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札手続等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県議会事務局議事調査課 電話 055-223-1813

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年4月12日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の交付場所において交付する。

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、事前に(1)の場所に電話連絡すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和5年4月14日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに山梨県議会事務局議事調査課(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に持参すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年4月27日(木)午後1時 山梨県議会(郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)委員会室棟2階大会議室

(6) 郵便による入札書の受領期限及び場所

令和5年4月26日(水)正午までに山梨県議会事務局議事調査課(郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に必着すること。

(7)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の合計額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、当該金額の110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則 (昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5)長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山梨県条例第90号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。